

令和7年 第3回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年3月10日（月）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午前11時00分～午前11時30分		
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司		7番 田渕 智之 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔
不応招委員	8番 北山 政士		
出席委員数	10名		
欠席委員数	1名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第9号 非農地証明願について
日程第6	議案第10号 農地法第5条の条の規定による許可申請について
日程第7	報告第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、1番 檜山 幸子 委員、2番 山中 幸子 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の10番から12番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	令和7年第3回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第3号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号10、所在、●●、田、1、446㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号11、所在、●●、田、398㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号12、所在、●●、田、他計2筆、935㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上3件です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の13番から26番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案3ページをご覧ください。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号13、所在、●●、畑、144㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、

	申請事由、交換によるもの。取得後の耕作面積402㎡、通作距離0.3km、農機具、耕うん機1台、草刈機1台。 番号14、所在、●●、畑、63㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、交換によるもの。取得後の耕作面積4,507㎡、通作距離0.3km、農機具、耕うん機1台、草刈機2台。 番号15、所在、●●、田、他計6筆、3,269㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、継承によるもの。取得後の耕作面積3,269㎡、通作距離0.1、農機具、管理機1台、草刈機3台。 番号16、所在、●●、田、他計2筆、1,828㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積5,352㎡、通作距離0.1km、農機具、トラクター1台。 番号17、所在、●●、田、他計3筆、4,361㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積18,059㎡、通作距離0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。 番号18、所在、●●、畑、272㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積1,330㎡、通作距離12km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機2台。 番号19、所在、●●、田、他計2筆、1,320㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積1,820㎡、通作距離0.1km、農機具、耕うん機1台。 番号20、所在、●●、田、1,504㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積1,616㎡、通作距離0.8km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。 番号21、所在、●●、田、289㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積5,596㎡、通作距離0.1km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台。 番号22、所在、●●、田、398㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積8,187㎡、通作距離1km、農機具、トラクター1台、田植機1台、耕うん機1台。 番号23、所在、●●、畑、他計9筆、5,440㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付き空家の購入。取得後の耕作面積5,440㎡、通作距離0.5km（移住後）、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。空家●●契約済み、●●移住見込み。 番号24、所在、●●、田、他計3筆、1,258㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付き空家の購入。取得後の耕作面積1,258㎡、通作距離0.1km、農機具なし、●●を協力者とし作業委託等
--	---

	を行い、農業経営を行う。 番号25、所在、●●、田、1, 791㎡。貸主、●●、借主、●●、申請事由、営農型太陽光発電に伴う地上権の設定。地上権設定期間、許可日より10年間。 番号26、所在、●●、田、他計3筆、4, 521㎡。貸主、●●、借主、●●、申請事由、営農型太陽光発電に伴う地上権の設定。地上権設定期間、許可日より10年間。番号25、26の案件は5条の営農型太陽光と関連している案件でございます。 以上14件です。
会長 川口	地上権設定の延期についてはどうなっていますか。
事務局長 角田	関連する5条の一時転用は、10年間ですので、更新の際に、再度申請が必要です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第5 議案第9号 非農地証明願について、この議案の6番から9番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案7ページをご覧ください。 議案第9号 非農地証明願について。 番号6、所在、●●、畑、275㎡。判定地目、山林原野、利用状況、30年前に植林し、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人、●●。

	番号7、所在、●●、畑、他計3筆、697㎡。判定地目、山林原野、利用状況、50年前から耕作しておらず荒廃しており、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号8、所在、●●、畑、他計3筆、774㎡。判定地目、宅地及び山林原野、利用状況、●●は、40年前に地元の要望により、消防機庫を建築、●●は、30年前に車庫を建築し、宅地として利用、●●は、50年前から耕作しておらず荒廃、いずれも農地として使用できないため。申請人、●●。 番号9、所在、●●、田、232㎡。判定地目、宅地、利用状況、35年前に住宅を建築し、宅地として利用しており、農地として使用できないため。申請人、●●。以上4件です。 去る2月28日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。その結果、8番の●●については、336㎡の内、3分の1程度は農地のままであり、残り3分の2が非農地の要件を満たすとの結論になりました。よって分筆することを条件とし、他の議案については要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第9号 非農地証明願については8番は条件付きで承認し、その他については承認することに決定しました。 日程第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の4番から7番番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案8ページをお開きください。 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号4、所在、●●、田、他計3筆、935㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。転用用途、特定建築条件付き売買予定地3区画、転用事由、申請地周辺は、商店や病院等が近く、宅地化が進んでおり、住宅用地として適し

	ているため、特定建築条件付き売買予定地として、整備するもの。資金計画、借入金 5, 485 万円、●●承諾。 番号 5、所在、●●、田、1791㎡の内 2.1㎡。貸主、●●、借主、●●。転用用途、一時転用、営農型太陽光発電設備、297.57KW、太陽光パネル 654 枚、グラندスクリー杭 603 本、転用自由、営農型太陽光発電設備を設置し、発電した電力は、自社で使用するもの。下部農地は、認定農業者の●●が長年にわたり、水稻の作付けを行っており、今後も引き続き水稻の作付を行い、下部農地の営農を行うもの。資金計画、自己資金 5, 770 万円、●●承諾、一時転用期間、許可日から 10 年間。 番号 6、所在、●●、田、他計 3 筆、4, 521㎡の内 8.8㎡。貸主、●●、借主、●●。転用用途等は 5 番の案件と同様です。 番号 7、所在、●●、田、1, 142㎡。貸主、●●、借主、●●。転用用途、貸露天資材置場、転用事由、受人が経営する事業者は、周辺地域で、建築等業務を多く取り扱っており、転貸予定である。また、申請地は、転貸事業所に近く道路条件等の利便性が良く適地であるため、申請地に露天資材置場を設置するもの。資金計画、自己資金 150 万円、●●承諾。 以上 4 件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件について、担当委員より、追加説明をお願いします。 議案番号 4 番の寺元の●●の案件と 7 番の●●の案件について、芳野地区担当の私から追加説明をいたします。 4 番の●●の案件は前回、進入路の問題があり現地確認をしましたが、そのまま農地利用して進入路を作るということで解消しましたので問題ないと思います。7 番の件も水路、進入路等問題ないことを報告します。 議案番号 5 番、6 番の●●と●●の案件について、香南地区担当の田淵委員から追加説明をお願いします。
田淵委員	5 日に土地改良区の理事長と一緒に現地確認をさせていただきました。作付するのが水稻ということで水利関係は従来どおりで問題ないと思いますし、鏡野町の太陽光発電のガイドラインに沿って申請されていて、事務局の方にも書類が提出されているので問題ないことを報告させていただきます。
会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会委員、4 番 柳井委員。

柳井委員	本日、農地部会で現地確認をさせていただきました。説明の通り現地での問題点はありませんでしたので農地部会に承認をいただきました。以上です。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。
近藤委員	営農型太陽光ということで高さはかなりありますか。
主任 山崎	図面によりますと1番高いところで3 m、一番低いところで2 m 5 0 c mとなっておりますので下で耕作は可能だと思います。
会長 川口	自然と太陽の光が入るようなパネルになっている。
主任 山崎	パネル間が3 m 8 0 c mありまして、支柱間も4 mでパネルが2 0 c m程度のものが所々、支柱の上にくるイメージです。
近藤委員	稲を作ることができるんじゃない。
主任 山崎	全国的に営農型で成功している例としては水稻が多いようです。この辺りで目にするのは原木シイタケ等ですけど、きちっとするととなると水稻などの方が向いているようです。
会長 川口	おはかりします、本件は、承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第7 議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案10ページをご覧ください。 議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、43筆、69, 201㎡。再設定、201筆、319, 130㎡。計244筆、388, 331㎡。

	以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第8 その他について、その他協議事項はありませんか。
主任 山崎	先般、担当地区の割り当てをさせていただきましたが、河中委員が中立委員ということで、現地確認や説明をするよりかは、中立で見ていただいて疑問点を質問していただく立場の委員ということもありまして、中谷地区を割り当てさせていただいていましたけど、外させていただいて筋としては富と中谷がだいたい同じになるので難波委員に中谷も合わせてお願いできればと思います。合わせまして難波委員を役員に会長の推薦等ありまして挙げさせていただけましたらと思います。 田渕委員の担当する香南地区が広く、檜山委員も香南地区ということで、檜山委員に沖地区を担当していただいて、残りの沖より北部を田渕委員にお願いできたらと思います。以上です。
会長 川口	今の提案に難波委員よろしいでしょうか。
難波委員	「はい。」
会長 川口	檜山委員もよろしいですか。
檜山委員	「はい。」
会長 川口	他にありませんか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和7年第3回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）